



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

2023年度

「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業」
–組織的かつ継続的な特定行為研修の受講と修了者の活動を推進する取組–

特定行為研修の組織定着化支援事業開始の経緯

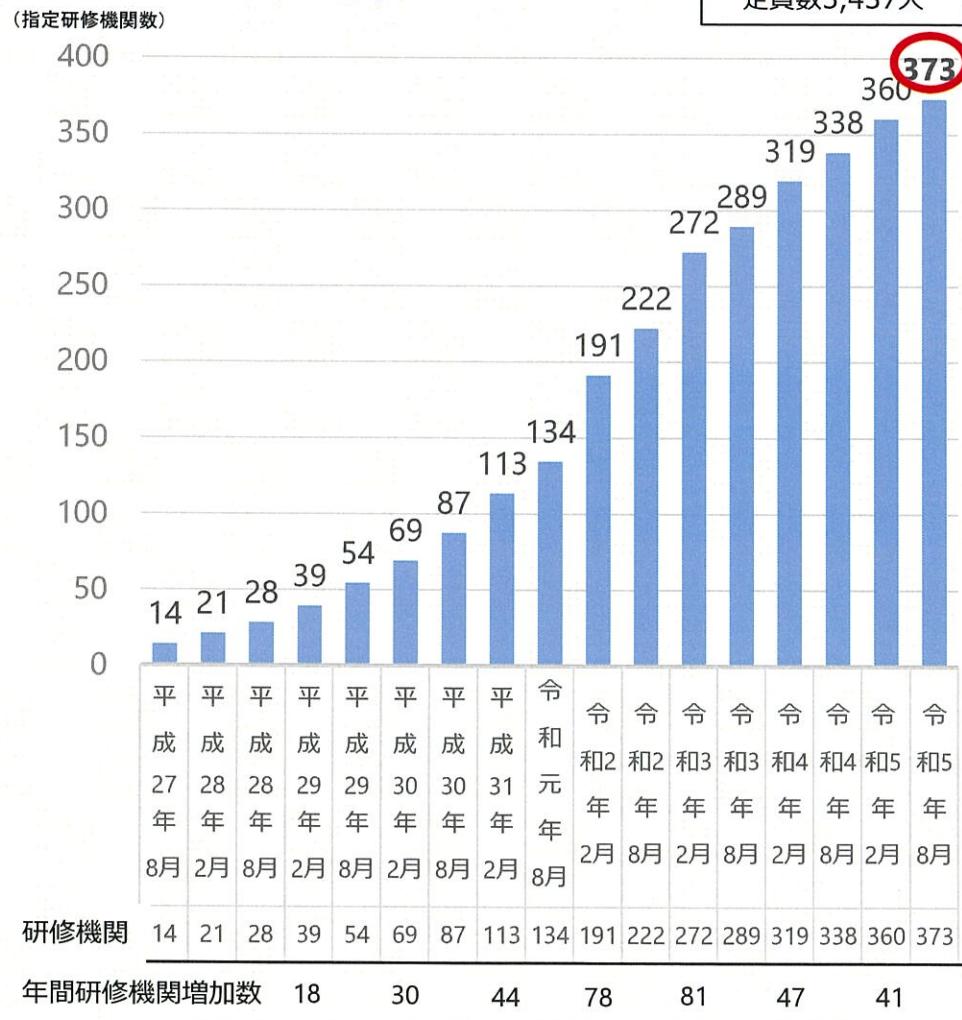
厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

現状（指定研修機関数・研修修了者の推移）

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和5年8月現在で**373**機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は**5,437**人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和5年8月現在で**8,820**名である。

■ 指定研修機関数の推移



■ 研修修了者数の推移



（厚生労働省医政局看護課調べ）

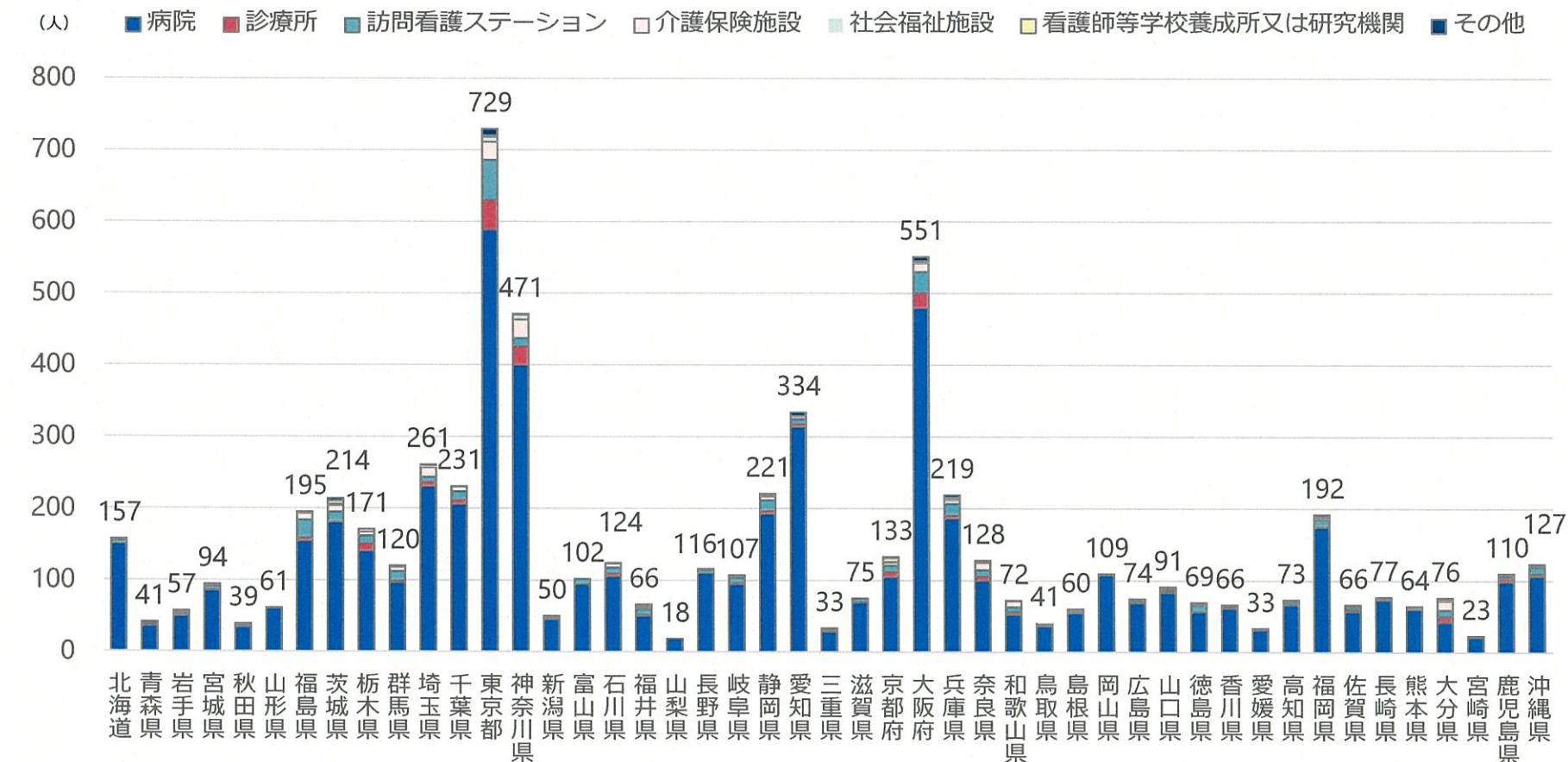
（令和2年はCOVID19影響で7月末時点）

特定行為研修修了者の就業状況

【就業場所別】

	病院	診療所	訪問看護ステーション	介護保険施設	社会福祉施設	看護師等学校養成所又は研究機関	その他	合計
就業者数（人）	5,636	214	375	194	33	40	49	6,541
割合	86.2%	3.3%	5.7%	3.0%	0.5%	0.6%	0.7%	100.0%

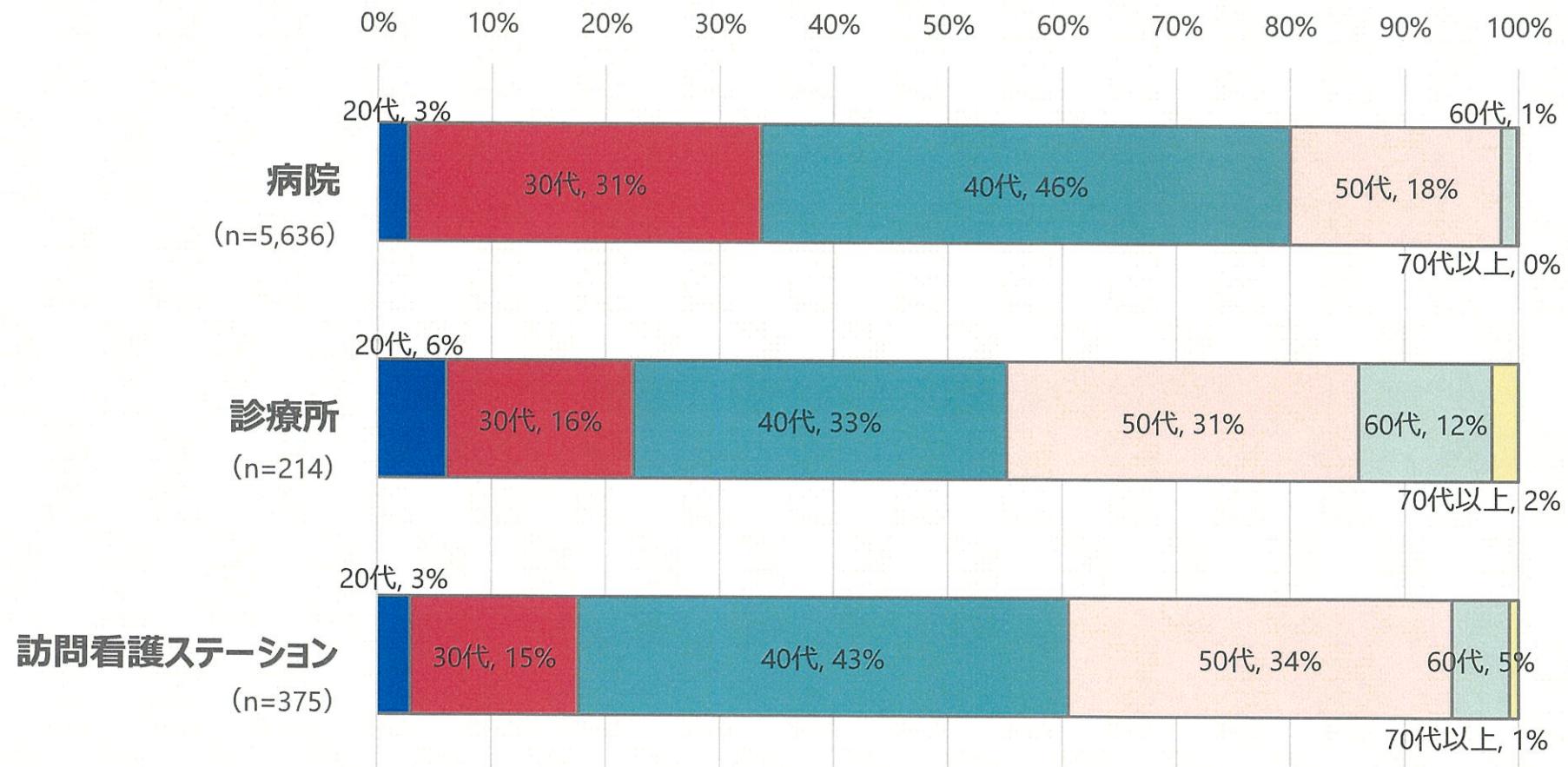
【都道府県別】



【出典】令和4年度衛生行政報告例より看護課作成

特定行為研修修了者の年齢構成

就業している特定行為研修修了者の年齢構成は、40代がもっとも多い。診療所、訪問看護ステーションの修了者は、病院に比べると高い年代の割合が多い。



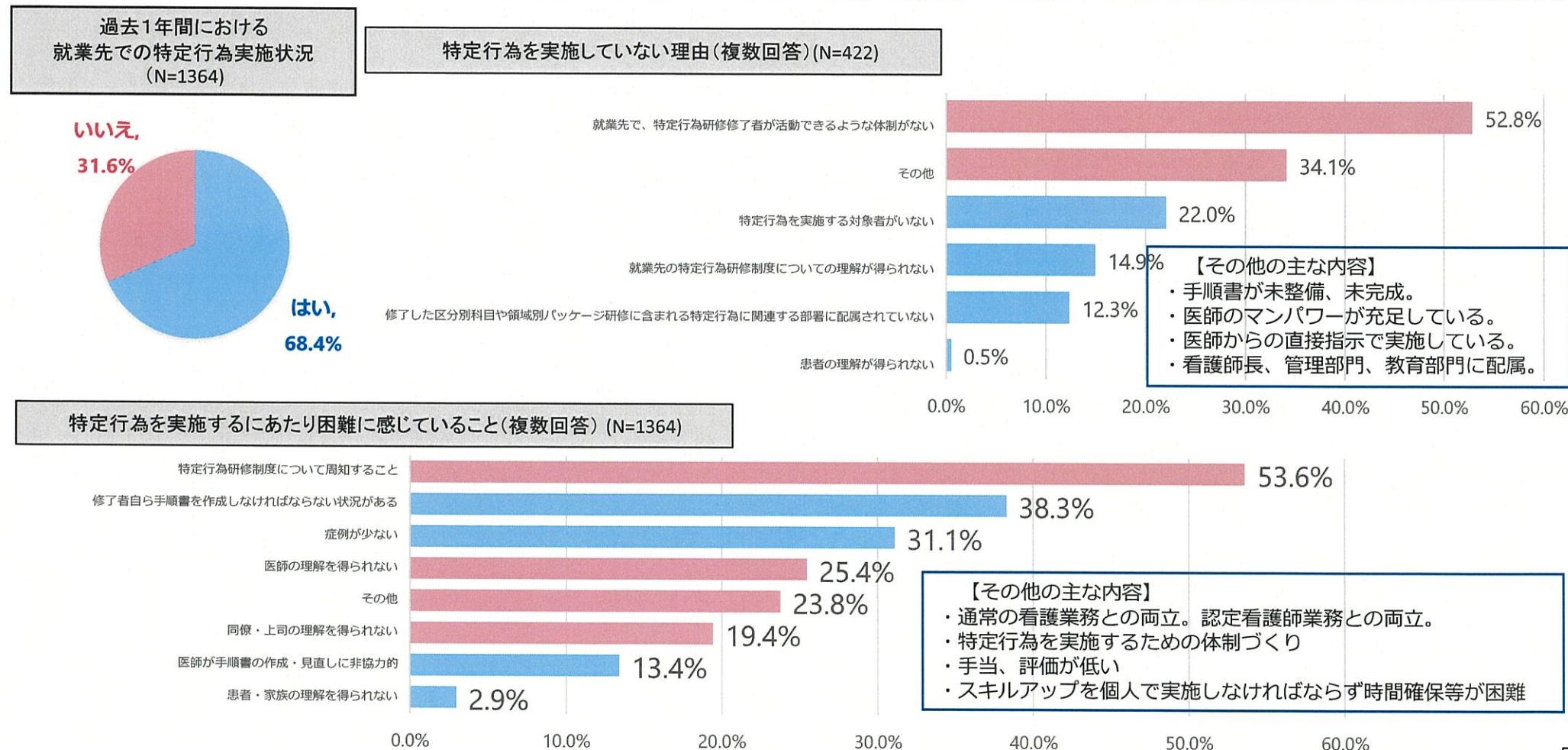
課題（特定行為研修修了者の活動支援に関する課題）

令和4年8月22日

第29回医道審議会保健師助産師看護師分科会
看護師特定行為・研修部会

資料4

- 過去1年間における就業先において特定行為を実施していない者の割合は、31.6%であった。理由としては、「就業先で特定行為研修修了者が活動できるような体制がない」が最も多く52.8%であった。
- 特定行為を実施するにあたり困難を感じていることは、「特定行為研修制度について周知すること」が最も多く53.6%、次いで「修了者自ら手順書を作成しなければならない状況がある」が38.3%であった



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業

特定行為研修の組織定着化支援事業

令和5年度予算：1.5億円 () ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了生の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。

2 事業の概要等

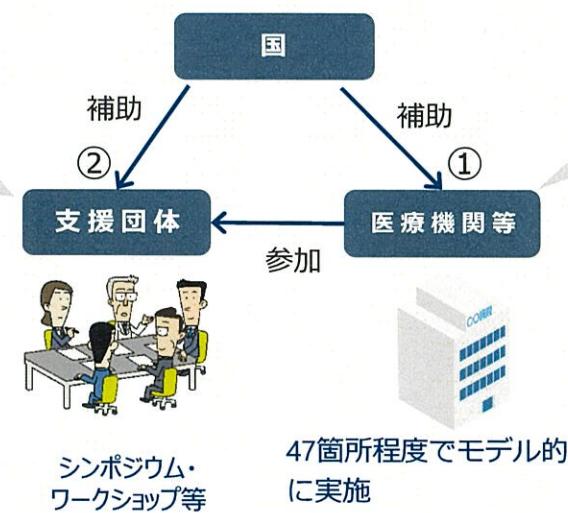
- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、概ね3年以上の看護師に共通科目の学習機会を提供するためのEラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

- 実施主体：① 医療機関である指定研修機関又は医療機関を運営する指定研修機関
② 関係団体
- 補助率：① 1/2 ② 10/10

事業スキーム

② 支援団体の取組

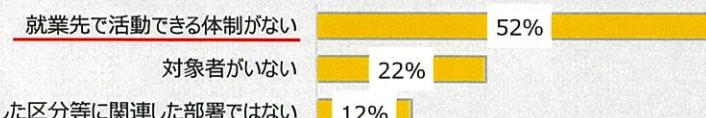
- 【シンポジウム】対象：全医療機関
- 本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催（1回）
- 【ワークショップ】対象：本事業を実施する医療機関（看護部長等）
- 本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催（全3回）
 - 1回目：各医療機関の取組や年間スケジュール等の共有
 - 2回目：取組の進捗や課題の共有及び意見交換の実施、中間報告
 - 3回目：取組の最終報告、次年度に向けた課題や計画の共有



① 医療機関等の取組（補助要件）全て必須

- (1) 特定行為研修推進委員会の設置
特定行為研修修了者が特定行為を実践できる体制の整備を図る
 - ・組織内共通の手順書の作成・見直し
 - ・安全な特定行為の実施の確認 等
- (2) 概ね卒後3年以上の経験を有する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供
- (3) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
 - ・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
 - ・臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
- (4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業」により実施されるワークショップ等への参加

■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）(N=431)



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」：特定行為研修修了生に対するアンケート調査 (N=1,364、回収率82.5%)

特定行為研修の組織定着化支援事業

参加施設の取組（補助要件）

（1）特定行為研修推進委員会の設置

特定行為研修修了者が特定行為を実践できる体制の整備を図る

- ・組織内共通の手順書の作成・見直し
- ・安全な特定行為の実施の確認 等



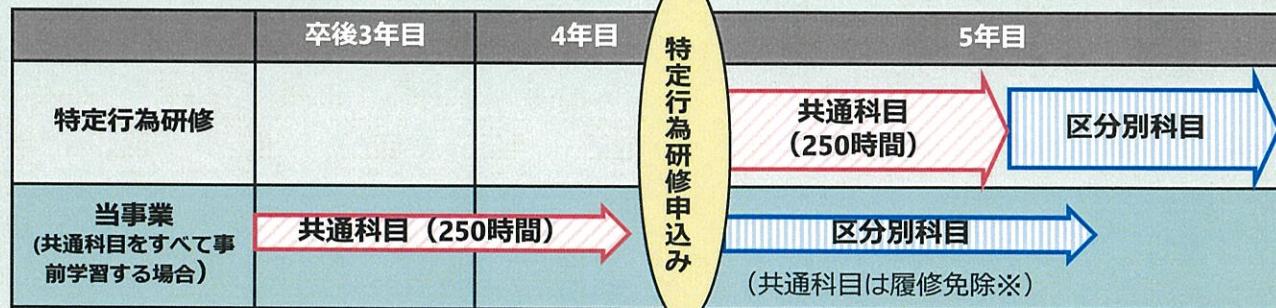
組織として特定行為研修修了者の
研修後の活動を推進する
ための環境整備を実施

（2）特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置

- ・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
- ・臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応

（3）概ね卒後3年以上の経験を有する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供

■ 共通科目の事前学習のイメージ（例）

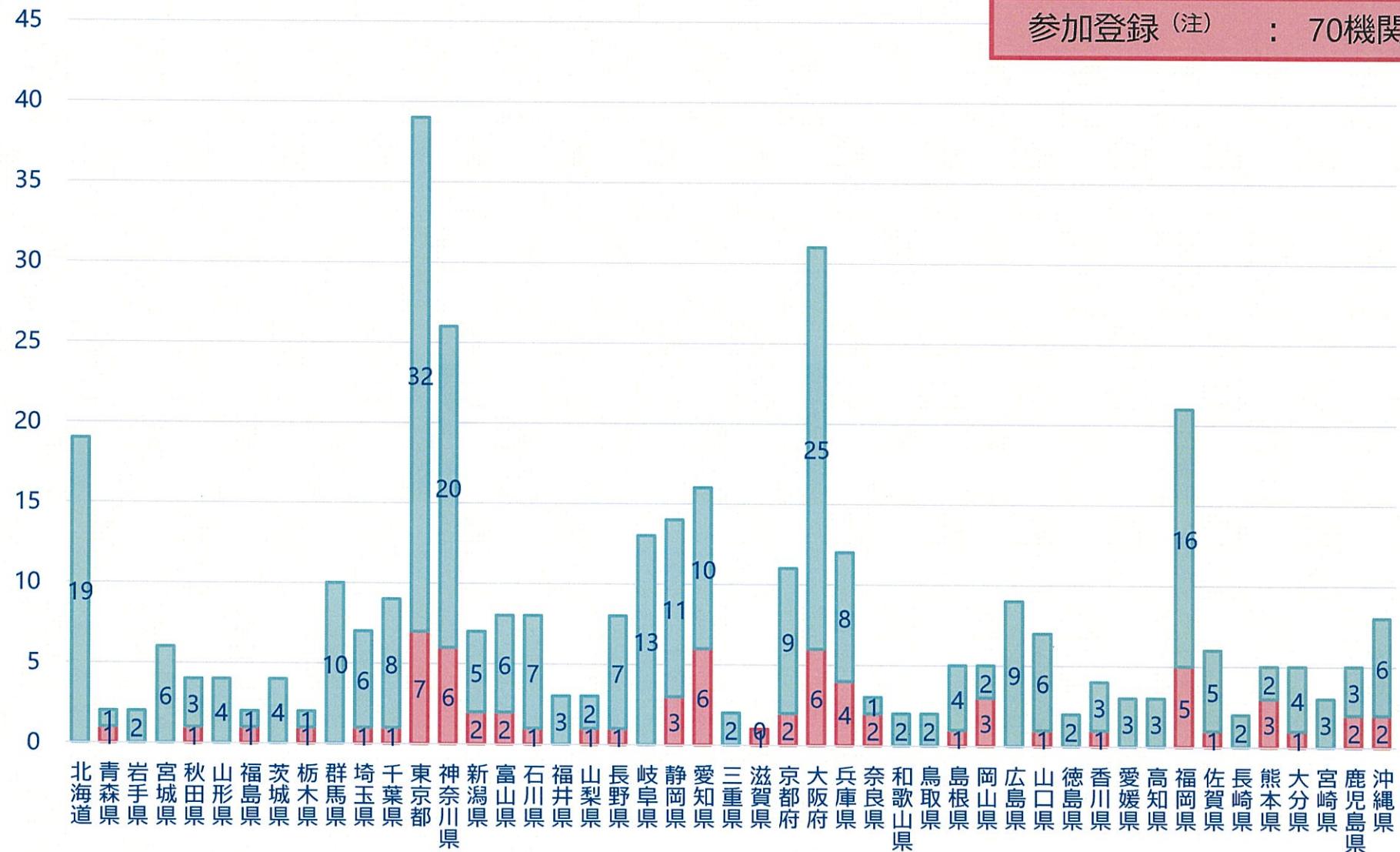


研修の受講機会の増加
研修受講に係る看護師の負担軽減
→研修受講者の増大

（4）「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加

- ・当事業に参加する施設の取組を支援するため、支援機関（日本看護協会）はワークショップ（3回程度/年）を開催
- ・当事業の取組を広く普及するため、シンポジウムを開催予定（令和6年2月7日）

組織定着化支援事業に参加登録した指定研修機関数



（注）令和5年10月時点で厚労省に申し出があった施設数であり、補助金の交付施設数とは異なる。

参加のみなさまへのメッセージ



指定研修機関の所属のみなさま

- 令和6年度の特定行為研修の組織定着化支援事業への参加をご検討ください。
(継続もしくは新規)
- 事業の参加の有無にかかわらず、本日の発表事例等を参考に、貴院での修了者の配置と活用及び特定行為研修の受講機会の拡大を進めてくださいますようお願いします。

※2月28日（水）に令和6年度の事業説明会を開催予定。

※令和6年度の事業は、予算成立前であることをご承知おきください。



指定研修機関以外の所属のみなさま

- 本日の発表事例等を参考に、貴院での修了者の配置と活用につながる取組を進めてくださいますようお願いします。

※将来的には、特定行為研修の指定研修機関になることもご検討お願いします。中小規模の病院でも指定研修機関の指定を受けている施設が数多くあります。